

山県市住宅等取得祝金事業のご案内

山県市では、定住促進と市内産業の振興を図るため、下記の要件に該当する人に祝金を交付します。

●交付対象者

次のいずれかに該当する人

- ① 市内に居住し、市内建設業者の施工により市内に住宅を取得^{※1}、増築^{※2}した人（市内居住者）
 - ② 市内建設業者の施工により市内に工場等を取得、増築した市内事業者（市内既設事業者）
 - ③ 市内で住宅を取得し、市外から移住してきた人（転入居住者）
 - ④ 市内で工場等を取得し、市内に新たに本店又は主たる事業所を設置して操業を開始する事業者（新設事業者）
- ※1 新築または既存の建物を新たに自己の所有にすること ※2 課税床面積を50㎡以上増加すること

●交付対象物件

- ・課税床面積が50㎡以上であること
- ・固定資産税が賦課される建物であること

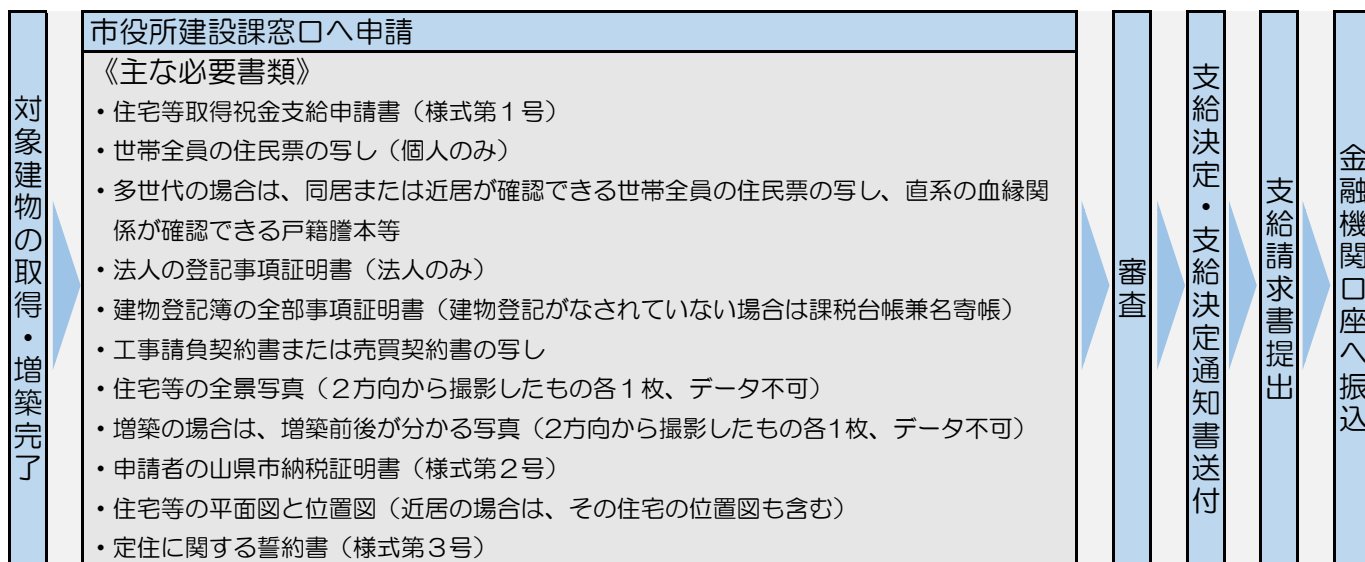
●祝金額（次のいずれか）

- ・市内居住者、市内既設事業者 10万円
- ・転入居住者、新設事業者 15万円
- ・上記のうち、多世代^{※3}同居または近居^{※4} 20万円

※3 直系の血縁関係にある3世代以上のこと ※4 市内にあるそれぞれの住宅が直線距離2km以内であること

●申請方法

- ① 申請書の入手 山県市ホームページからダウンロードするか、市役所建設課窓口で配布
- ② 申請から支給までの流れ



●注意事項

- ① 申請について
 - ・申請期限は、建物を取得または増築した年度終了後から1年以内です。
 - ・建物登記がなされていない場合は、対象建物の固定資産税が賦課されてからの申請になります。
- ② 申請の対象者について

以下は、対象または対象外の代表的な例です。その他の例については、お問い合わせください。

（対象となる人）

 - ・建物の取得または増築年月日より遡って1年以内に他市から山県市に転入した人
 - ・建物の取得または増築年月日の年度終了日から1年間のうちに他市から山県市に転入した人
 - ・建物が共有名義の場合、名義人のうちのどなたかが他市から山県市に転入した人

（対象とならない人）

 - ・山県市から住民票を異動しないまま市外に居住していた人
 - ・地域経済牽引事業の促進に係る山県市固定資産税の特例、山県市過疎地域の固定資産税の課税免除、山県市企業立地促進制度、空家利活用促進補助金のいずれかの適用を受けた人

※詳細については、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1
山県市役所 建設課 TEL：0581-22-6832